



端末機器

福祉

在宅生活を支えます

**はいかい高齢者位置
情報提供サービス**

福祉課 内線 311

痴ほう性高齢者がはいかいし
たときに、情報通信端末により
居場所を家族などに伝え、事故
防止を図ります。

◇対象者 はいかいの恐れのある
高齢者を介護している家
族

◇利用料
機器レンタル料 無料

現場検索費用 実費
申込み 直接福祉課へ

**障がい者の
有料道路割引チケット**

福祉課 内線 325

期限は5月31日まで

◇申込み 5月31日(月)までに
社会福祉協議会へ

◇定員 30人

◇受講料 無料
※講座終了後、希望者を「やすら
ぎ支援員」として登録します※午後から2時間程度を予定
29日(火) [全5回]◇とき 6月16日(水)・18日
(金)・22日(火)・25日(金)・
29日(火)

社会福祉協議会 28・6111

痴ほう性高齢者や介護者を支援
やすらぎ支援員養成講座

痴ほう性高齢者の介護者などを
支援する「やすらぎ支援員」
を養成する講座です。

痴ほう性高齢者がはいかいし
たときに、情報通信端末により
居場所を家族などに伝え、事故
防止を図ります。

◇対象者 はいかいの恐れのある
高齢者を介護している家
族

◇利用料
機器レンタル料 無料

現場検索費用 実費
申込み 直接福祉課へ

◆障がい者の
有料道路割引チケット

◆申込み 5月31日(月)までに
社会福祉協議会へ

◆定員 30人

◆受講料 無料
※講座終了後、希望者を「やすら
ぎ支援員」として登録します

◆とき 6月16日(水)・18日
(金)・22日(火)・25日(金)・
29日(火) [全5回]

◆内線 311

◆内線 325

◆内線 225

母子家庭自立支援教育訓練給付金制度が始まりました

母子家庭のお母さんが、就労に必要な資格などを取得するため、指定の教育訓練講座を受講し、修了した場合、その経費の一部を助成します。

◇対象 市内に住民票がある母子家庭の母で、児童扶養手当を受けている人または同様の所得水準にある人、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のない人

◇給付の対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

◇給付額 支給対象経費の40% (ただし、上限20万円、下限8千円)

※受講修了後にお支払いします

※この制度を利用して教育訓練講座の受講を希望する人は、事前にご相談ください

家庭児童相談室 25・1110
児童課 内線 313

6月1日は人権擁護委員の日

育てよう 一人一人の 人権意識 —身近なことから人権を考えてみませんか—

あなたのまちの人権擁護委員

人権について、困ったことや、心配なことがあれば、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

・宇山 清和	西町8-179	26-1394
・仙田 守邦	太田本町2-8-9	25-2034
・尾石 尚美	蜂屋町上蜂屋 3671	26-6540
・松田 錫	山之上町 4485-2	29-1628
・池田 正枝	太田町 3513-21	26-8148
・小倉 誠	新池町3-2-11	26-2076
・十河登志子	森山町5-20-14	26-9885

◎特設相談所の開設

■とき 6月1日(火) 午後1時~4時

■ところ 中央公民館

市民課 内線 225

ご協力をお願いします 統計調査

6月1日、市内の事業所を対象に「事業所・企業統計調査」、「商業統計調査」および「サービス業基本調査」が、一枚の調査票で同時に実施されます。

この調査は、統計法に基づいて全国一斉に実施される国の重要な調査であり、提出された調査票を、統計法上の目的以外に使用することはありません。

5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。

総合政策課 内線 246